

〔花城清文議員 登壇〕

○8 番 花城清文君 それでは質問いたします。議員には大きな使命が 2 つあります。1 つは、町民の声を町政に届けること。もう 1 つは、町民に代わって町政をチェックすることです。そこで、私は町民の立場に立って質問させていただきます。

1 点目、国の交付対象とならない物件移転補償金の返還責任を問う。(1) 国の交付対象とならない物件の移転補償 1,527 万円を支払いました。そのうち 1,221 万 6,000 円が国への返還となりました。11 月 9 日の議会全員協議会で、道路を挟んで西側であって、東側は関係ないという説明をされていました。それに間違いはないでしょうか。(2) 補償した物件は、個人所有ではないかどうか教えてください。(3) 前例のない補償です。なぜそこだけ認めたのか教えてください。(4) 町民に対し説明責任があります。その説明はされましたか。(5) 町民に責任はありません。なぜ町民の税金で返還するのか教えてください。(6) 昭和 37 年から国の補助金基準要綱は変わりません。町長の判断ミスが大きな原因だと思いますが、どう責任を取られるのかお答えください。

去る 11 月 19 日に新川で説明会がありました。北丘小学校西側避難通路について説明がありました。区民から多くの意見が出されましたが、県道、町道があり道路としての機能は何ら変わることはないと思います。一日も早く安全な通学路として整備して欲しいので質問します。2. 北丘小学校西側避難通路の安全性について問います。(1) 安全な通学路にするため、実施設計では区民の意見も取り入れて傾斜を緩やかにして欲しいのですがどうでしょうか。(2) 通学路は幼稚園児や体の不自由な子、保護者、多くの人たちが利用します。渡り廊下とつなぐのは好ましくないと思うがどうでしょうか、教えてください。以上、お願いします。

○議長 宮城清政君 副町長。

○副町長 国吉真章君 それでは、質問事項 1 点目、国の交付対象とならない物件移転補償金の返還責任を問う (1) についてお答えします。11 月 9 日に、議会全員協議会で担当の経済建設部長より説明があったとおりであります。

(2) についてであります。今回、補償の対象外となった物件は、法人所有でありませ

(3) についてです。町のこれまで実施してきた事業において、今回のような事例の補償対象はありませんでした。

(4) についてです。町民の代表である議会議員の皆様には説明しておりますが、直接町民の皆さんにはまだ説明をしておりません。

(5) についてです。物件移転補償の一部が補助対象外となり、それは一般財源で負担をすることになりました。

(6) についてです。今回の物件移転に伴う補助金返還については、補助基準によらない算定や積算ミスによるものではなく、基準書の解釈の捉え方によるものと考えますが、今回を踏まえ調整時点において十分な審査を行うとともに関係機関との確認等を強化し、事業執行に今後努めてまいります。

○議長 宮城清政君 教育長。

○教育長 赤嶺正之君 質問事項 2. 北丘小学校西側避難通路の安全性を問うのご質問にお答えします。(1)でございますけれども、計画の階段は、既設の階段部分とほぼ同じ蹴上げ高さ、踏み面長さの計画であります。実施設計で緩やかにできるか検討をさせていただきます。

(2)でございますけれども、学校から新川側に上る階段は、南側の運動場、校舎側の渡り廊下、北側の駐車場の3カ所に設置計画であります。保護者は駐車場側の階段の利用とし、児童生徒は渡り廊下の利用計画でありますので特に問題はないかと考えております。

○議長 宮城清政君 8番 花城清文議員。

○8番 花城清文君 答弁ありがとうございます。町長に確認します。私の所に答弁書が届いています。この答弁書に間違いはないのかどうか。それから、虚偽の作文はないですよ。それを確認します。

○議長 宮城清政君 町長。

○町長 城間俊安君 この問題等においては、部長から説明がなされているように、私たちはコンサルに積算をさせ、それに対して当然一貫性があるものだと思っており、不当だとは今でも思っておりません。これは該当するものだという思いで今でも一貫性があるものだと思っております。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩 (午後 1 時 37 分)

再開 (午後 1 時 37 分)

○議長 宮城清政君 再開します。

○町長 城間俊安君 私たちは、これが正当だとして進めてまいったとお誓い申し上げます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 順を追って再質問します。11 月 9 日でした、議会全員協議会で経済建設部長は国に対する返還は、町道を挟んでの西側物件で東側は何の関係もないと説明されています。それは違いますか。そのように説明していましたが、違いますか教えてください。私が部長に対して東側じゃないのかと質問しました。いや違う、西側ですということでした。また道路を挟むのは東側ではないという声も聞かれましたが、逆に国が指摘をして返還を求めているのは東側でしょう。西側ではないのでしょうか。私たち議会での全員協議会で説明したのとは違うのではないですか。どうですか。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 39 分）

再開（午後 1 時 40 分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。11 月 9 日の議会全員協議会のなかでご説明した内容と、これまでに委員会等含めましたご説明した内容及び一般質問で宮城寛淳議員、大城 毅議員へ私の答弁した内容については同様な説明になっておりまして、全員協議会ではまた別の説明となっていないのではないかと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 私は何回も言いました。東側じゃないよねと言いました。けれども皆さんは、西側の問題ですということでありました。テープはないかな。全員協議会のテープはないですか。それはもう言った言わなかったになって水掛論になりますが、私は確認をして東側ではないよね、西側だよねと聞きましたが、あなたは全然別の問題だということで盛んに西側のことを説明されていました。それは、先に言ったように虚偽の説明をしたことに当たらないかどうかでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 繰り返しの答弁になろうかと思いますが、11 月 9 日の議会全員協議会とこれまでにご説明した内容と特に変わったことはございません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○ 8 番 花城清文君 言った言わなかったということですね。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 47 分）

再開（午後 1 時 47 分）

○議長 宮城清政君 再開します。8 番 花城清文議員。

○ 8 番 花城清文君 先に申しましたが、水掛論になりますので、私は東側のことを質問したということだけ申し上げておきます。

では次にいきます。重要な事業ですので、当然上長にはすべて報告がいていますね。それはどうでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 おっしゃるとおり、資料等につきましては、すべて報告はしております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○ 8 番 花城清文君 ところで、この宮平学校線の事業実施計画での工期は何年までですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。宮平学校線の事業期間につきましては、現時点では平成 27 年度、今年度までとなっております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○ 8 番 花城清文君 では、2 点目にいきます。営業補償は企業に当然やりますね。そして物件の補償は、その所有者である人と契約をして補償金を支払うと思います。それは違いますか、どうですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の物件につきましては、営業補償のみならず物件につきましても対象者につきましては皆さんにお配りしました資料のとおりの方となっております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 移転補償した物件の所有者は誰ですか。明確に教えてください。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 50 分）

再開（午後 1 時 50 分）

○議長 宮城清政君 再開します。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 企業に間違いはないですね。皆さんが契約して移転補償したのは企業に間違いはないですね。確認します。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 先ほど副町長より答弁がありましたとおり、補償対象者は法人でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 町内には、お菓子工場がありました。そのお菓子工場が県道で駐車場が潰れるということで県外に移転したケースがありました。県でさえ移転を補償できないということがあったが、本町のやり方というのは本当に摩訶不思議です。そこで確認します。私のもっている情報では、移転補償した物件は個人の所有だということですが、それに間違いはないですか。企業なのですね。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 そのとおり、企業でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 次、(3)にいきましょう。昭和 37 年に国が定めた公共用地の取得

に伴う損失補償要綱は改正されていません。それはご存知でしたね。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 昭和 37 年の補償基準とは制定された年度でございまして、それからはかなりの回数で改定がされています。直近で改定されたのは、平成 27 年、その前が平成 19 年です。総体的な回数は手元に資料がございませんけれども、数回改定がされてきております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 制度の専門家である皆さんが、勝手に解釈して移転補償をしました。言葉が悪くてごめんなさい。ある市の職員から聞いたことがあるのですが、道にかからない物件を移転補償するのはおかしいと、私は 2 年前に聞いています。皆さんが補償できると主張したのは、前例等ありましたか。こういったケースがあったのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 ご質問の内容は、従前にも同様なものがあって同様に補償をしたかということだと思えるのですが、先ほどの答弁にもありましたように、今回の事例につきましては過去にございません。ですから、同様な補償をしたことがないという答弁とご理解願いたいと思います。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 町長は、町の考え方は一貫していると主張しておられました。その主張に間違っておられないですね。ならば、その法的制度は何なのか。間違っていないとする法的根拠は何なのか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 序盤の答弁の繰り返しになるかと思いますが、法的根拠と言いますかこういった補償の基準書そのものが詳細に事例ごとの、例えばこの分野はできる、この分野はできないという細かい基準書ではございません。これは 1 つの事例ごとに調査をいたしまして、そのなかで状況に照らし合わせて補償の範囲を決めてや

っているということで、それそのものがどの法的根拠に基づいてと申し上げるのは難しいのではないかと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 皆さんいろいろな答弁をしていますが、私には理解できませんね。そこで、国はこの物件補償、移転補償、営業補償ですか、そういったもので 7,369 万円交付したと言っています。その交付された内訳を説明してください。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 1 時 54 分）

再開（午後 1 時 55 分）

○議長 宮城清政君 再開します。都市整備課長。

○都市整備課長 仲里 淳君 今回の 7,300 万円の内訳としまして、補償の項目がございますのでそれを読み上げてご説明したいと思います。まず建物移転料、工作物移転料、動産移転料、機械設備移転料、移転雑費、それから法令改善費、営業補償と借家人補償。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 今、借家人補償とありました。借家人と言えば、企業はこの建物を借りていたのではないですか。借りているから補償するわけでしょう。違うのですか、教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の補償の借家人につきましては、すべて借家をしているということではございません。先ほど清文議員がおっしゃっていました西側の大きな建物につきましては借家しておりますけれども、今問題となっています東側の物件につきましては法人の持ち物となっています。それで、物件の補償があれば借家人の補償もあるということでございます。以上でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 間違いないね。そのとおりですね。

それでは、宮平学校線は町単独でもやるべきだと議会での町長の答弁にもありました。しからば、町の方針はこれまで国の補助金がもらえたら工事します、道路も造りましょう、こういうものも造りましょうということでした。その方針を変更するのですか。町民からの要求があったら、町単独の事業で工事をやりますね。もう 1 つは、兼城にも道路が貫通しない町道があります。それから津嘉山の区画整備事業もなかなか前に進まない。これもいろいろ地主との交渉が難航しているからでしょう。そういった地主との交渉が難航したら町の単独事業でもやるのだということで、これからやるということで方針を転換してこの事業を町単独に切り替えたのでしょうか。どうでしょうか、教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 これまでも別な議員の質問でお答えしておりますけれども、物件補償、移転補償関係につきましては、補助の対象の範囲で行うものではないと再三申し上げております。補償につきましてはあくまでも調査によってどれまでの範囲を補償するかを決めて補償するわけでございますので、例えば交渉が難航するから単費を付け足してということではございません。そこのところをご理解お願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 それでは、皆さんのさじ加減でやるのですか。基準みたいなものがありますか。これはこういうふうに補償する、これは補償しないと明確にうたっていますか。皆さんのさじ加減でやるのですか。どちらですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 詳細は基準書に示されておられませんので、それが一つの要因で今回に至ったと思っております。今後、こういった事例等につきましては、もっと詳細的な調査及び疑義が生じた場合は県・国等との事前協議を重ねてその範囲を明確にしたうえで進めていく所存でございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 正直言って何か非常に怪しいね。皆さんのさじ加減でやられていきそうな気がします。1 つ言いましょう。前に同じ宮平学校線で、一方は建物の階段がかかるといって、その家主からは困るから全額補償してくれとあったかと思えます。片一方は図面の変更かな。当初の図面にはなかったようですが図面を変更して道路にかけて移



転補償したということで、この家主からかなり苦情と言うのか町に対する不信感があったと思う。そういったことを皆さん方は経験しているのに、今回についてなぜそうしたのか。階段を補償することに対しては全額補償できませんと断ったのでしょうか。近くにそういうケースがあるのに、なぜ今回そのようにしたのか理解できないのもう一度答えてください。なぜそうしたのか。しかも、先に言いました国が補償基準の変更があるにしても道路拡幅工事にかからない物件は補償の対象ではないことは以前から同じでしょう。その改正はなかったのでしょうか。なかったのに皆さんはそれをやっている。何でそのような判断ができたのか分からない。答えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 先ほどから申し上げておりますが、今回の事例につきましては、過去の事例と照らし合わせても同類はないと考えています。また今議員からございました過去の内容につきましては、申し訳ありませんが資料が手元になくてその詳細が分からないためにそれに答弁はでき兼ねますが、再三ご説明しております今回の件に関しましては補助の範囲内を想定してのこの事業ということではなく、あくまでも調査その他の結果に応じまして補助の対象と私どもは解釈したわけです。結果的には会計検査院の見解とは異なりまして補助金の返還に至ったわけでございます。再三申し上げますけれども、今後同様な事件がないよう十分配慮して進めていきたいと考えております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 今の皆さんのやり方は、ひょっとしたら地主のごね得を認める結果になるかも知れません。そうすると当然、公共事業が遅れてきます。結果は町民サービスの低下になるわけでしょう。工事が遅れれば遅れるほど町民への行政サービスが低下する。そういったことにもなるのに、何でこのケースだけあなた方は認めなければならなかったのか。先言ったようにいろんなケース、これまでも町道の拡幅工事があったでしょう。そのなかには物件の移転補償であるとかいろんなケースがあった。今まで認めなかったのに何でここだけを認めたのか分からない。過去の皆さんの事例をまったく、自分たちがやってきたことを無視して今回のケースになったと私は思う。それは決して正しい仕事のやり方ではないと思います。

そこで伺います。そういうケースがあつて、新たなこういう発想だということであれば、当然皆さんは危機感を持って、しかも慎重に事業を進めなければならない。なぜそれやらなかったのか答えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 同様な答弁になりますけれども、従前に同様な事例等があつてそれは補償しなかつた、今回のみ補償したということではございません。従前に照らし合わせて見ても今回が初の事例だということと、物件移転の範囲につきましては、かからない物件を補償したということではなくて、反対側と同一とする事業所本体そのものの移転に伴いまして完全移転をしたということですので、その内容等についてご理解をお願いしたいと思います。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 理解してくれと言いますが、私は理解できない。関連と言うが物件は別なのでしょう。皆さんが移転補償したところは、物件は別なのでしょう。東側と西側、別の問題でしょう。なぜ関連付けるのですか。営業所はそれはできるでしょう。けれども、道路の拡張にかからない物件まで皆さんはこれまでやってこなかつたのになぜそこだけ認めたのかということなのです。これまであなたは補償したことがあるというような答弁をされているが、ケースがあつたらそれはどこですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 過去にあつたというのは、記憶があつたということでの答弁でございまして、明確にどの補償、どの項目だということではございません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 道路拡張の違うところで、拡張にかからない所で物件の移転補償したことがあるのですか。あなたはあつたと答えているが、その答弁に間違いはないですか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 どの物件、どの資料を基にと言われますと、それはあつたということにはならないのかと思っております。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 証拠を示さない限り、ならないのではないですか。ここにこういうものがありました、事実を示さないとならないのではないですか。1,500 万円もの町民の

金を皆さんは使うのです。それだけ負担させておいて、あったと思いますと言う。証拠を示してください。どこの物件でそういうことがあったと証拠を提示してください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 今回の件につきましては、従前の事例を基にやったということではございません。再三申し上げているとおりに、今回の事例は初の事例ということでもあります。また、過去にそういった類似的なものというのは、説明の流れのなかでそういったこともあったかというような答弁であったことをご理解お願いしたいと思えます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 答弁をコロコロ変えないでよ。あなたはあったと言ったのですよ。だから、それを証明しなさい。町民の税金を使うのですから、当然証明すべきでしょう。正しかったらそれを当然皆さんは公表すべきです。今の答弁の仕方は、また記憶。そういうことがあったという記憶ですと、記憶では信用できないので、本当にあったということであれば資料を提出してください。今日でなくても。調べることはできますね。調べて議員の皆さんに公表できますね。答えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 先ほども申し上げたとおり、明確に正式となりますと示すことはできないと先ほどの答弁になりますけれども、話の流れのなかで私の記憶であったという話であって、どの物件、どの書類に基づいてということではございません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 それだったら私は信用しません。行政というのは、きちんと証明ができる仕事のやり方でなければおかしいです。これはこうで皆さんの税金を使いましたということであれば、町民は納得しません。そのことをまず指摘しておきます。そして、調べてください。あったという皆さんの記憶であったら、記憶が正しかったのか、そして資料が本当にあったのかどうか、それを提示してください。それを要求しておきます。

それから、4 番目の質問をします。町民への説明責任がある、やるべきだと申しました。もし皆さんが答弁しているように自信があるのであれば、何も町民にびくびくする必要はないのではないですか。町民に向かって、こうこうこうで皆さんの税金を使わせてくださ

いと言うのが当然ではないですか。やりますか。町民への説明責任を果たすために、町民への説明をしますか。どうかたちでやりますか、教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 今回の件につきましては、住民の代表であられる皆様方にご説明していることから、直接町民の皆さんに呼びかけて説明をとすることは、今の段階で考えてはおりません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 非常に残念です。町民の税金をそれだけ使うのですからやるべきでしょう。国から補助金が交付されるものとして、その財源でもって宮平学校線を整備しますということで事業を導入してやった。結果は、国が認めてくれませんでした。ですから「町民の皆さんの税金を使わせてくださいと言うのが筋ではないですか。議会に言ったから、議員に言ったからそれで町民に説明したと、もちろんわれわれは町民の代表でありますけれども、面と向かって町民にしっかり説明するのが皆さんの役割ではないですか。どうでしょうか。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 申し訳ありませんが、先ほどの答弁と同じでございます。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 それは先も言いましたが非常に残念です。臭い物に蓋をしよう。何があるのかな。何か非常にそういう気持ちが強くなりました。自信があつて皆さんはこれを行ったのでしょうか。それであつて町民の税金を使うのに町民に説明をしないのはおかしい。そのことを言っておきます。しからば、こうしたミス在今后起こさないために、何でもこういうミスをしたのか調査すべきだと思うが、調査をしたことがあるのかどうか教えてください。

○議長 宮城清政君 経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の要因につきましては、調査と

いうよりも私どものこれまでの業務のあり方を洗い直しまして、今後同様なことが起きないためにどうしたほうがいいのか内部での調整は行っておりますけれども、特に調査ということでは行っておりません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 当然、何でこうなったのかと原因を調査すべきです。調査もしていないようですから、これも指摘をしておきます。

それから、町長がいつも言っておられるハウレンソウがありました。それは、今日の皆さんの答弁を聞いていて嘘だと言うことが分かりました。要するに臭い物に蓋をしていく、そういう町政であることを深く認識をしました。非常に残念です。

それでは、6 番目の質問をしますね。町民には何の責もないと先ほど来申し上げています。ミスをしたのは皆さんでしょう、執行部なのでしょう。町民の税金を使うのは、町民にその責任を負わせることになると思うが、逆に必要のない移転補償を皆さんは企業にやったのだから、企業から返還を求めてはどうですか。できますかどうか。

〔休憩願います〕の声あり〕

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 2 時 18 分）

再開（午後 2 時 19 分）

○議長 宮城清政君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 真境名元彦君 お答えいたします。今回の補償につきましては、例えば積算ミス等におきまして相手に過払いをしたということではございません。あくまでも積算については、適正にされまして相手と契約がされまして、それに基づいて先方は移転しておりますので、特に今回相手方へその分を請求するということは考えておりません。

○議長 宮城清政君 8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 企業に返還を求めないということですが、皆さんは移転補償の契約をする時に、移転する前の現場の写真、そして移転した後の現場の写真を当然国に提出するわけでしょう。その写真があったら議会に提出して欲しい。今私が持っているのは、道路側から写した全体的な写真です。物件の写真を当然皆さんは国に求められてくるはずで、その写真を議会に提示できますか。われわれがもらったこれは全体的な写真でしょう。移転する前の物件、移転した後はこうなりましたと当然国に皆さんは提出するわけでしょう。このケースは国が補償を認めなかったのですから、国に請求する段階はこの物件の補償ですから物件がどこにあって、そして町道にかかりますから補償しますとして、補償し

た後、物件が立ち退きをしますのでこういうふうになりましたということで国に写真を提出し証明するはずです。それを示してください。

○議長 宮城清政君 休憩します。

休憩（午後 2 時 22 分）

再開（午後 2 時 25 分）

○議長 宮城清政君 再開します。8 番 花城清文議員。

○8 番 花城清文君 では、この件については私から言っておきますね。町民への説明もしない、ミスした原因の調査もしない、それでは町民の支持を得られるはずありません。そのことを指摘しておきます。

教育委員会に少しだけ質問させてください。実施計画はこれからだと思いますから、新川側は特に風が強いですね。高くなると大人でさえ吹き飛ばされそうになるので、ぜひ今の法面に沿った階段を作って欲しい。階段を作るために高さをやると余計に危ないので、そこもぜひ検討して欲しいことだけを申し上げておきますね。